

令和 8 年 3 月 吉日

令和 8 年度法定研修受講申込者の皆様へ

特定非営利活動法人
静岡県介護支援専門員協会
会長 鈴木 喫

令和 8 年度法定研修受講者の欠席に伴う取扱いについて（ご案内）

当協会が実施する令和 8 年度法定研修（※）については、受講者の欠席に伴う取扱いについて下記のとおり定めましたのでご案内いたします。受講申込みにあたっては、必ず内容をご確認ください。

（※）当協会が実施する法定研修の種類

- ・ 専門研修課程 I
- ・ 専門研修課程 II
- ・ 実務研修
- ・ 再研修
- ・ 更新研修 B1
- ・ 更新研修 B2
- ・ 更新研修 A

1. 法定研修の受講条件(原則)

法定研修は、従来通り、**全日程の受講が可能であることを受講条件**としております。

（全日程への出席が修了要件であり、欠席は原則として認めておりません。）

したがって、欠席を予定した上での申込みは想定しておりませんので、予めご了承ください。

2. 令和 8 年度法定研修受講者の欠席に伴う取り扱い

やむを得ない事情により欠席が生じた場合に限り、研修の適正な履修を確保する観点から、**年度内に修了できるよう補講の機会を設けます。**

※補講は欠席を容認する趣旨のものではありません。

(1) 欠席が生じた場合の対応（当年度内）

原則として当年度内に次のいずれかの方法により履修を完了してください。

なお、年度内の履修が困難な場合は、個別に対応を検討します。

ア 別コース又は別日程で実施される同一研修の受講

イ 動画視聴及びレポート提出による理解度確認

(2) 次年度補講が可能な研修区分

次の研修区分については、当年度内の補講（(1)の方法）に代えて、**次年度に補講することも可能**とします。（「当年度補講」又は「次年度受講」のいずれかを選択することができます。）

- ・ 専門研修課程Ⅰ
- ・ 専門研修課程Ⅱ
- ・ 実務研修
- ・ 再研修（更新 A 研修において「再研修」を修了とみなす場合を含む）

(3) 申込みから受講決定までの流れ

ア 受講申込者

申込みフォームの「ご相談・配慮事項」欄に、**やむを得ない事情により、日程等について相談を希望される場合に限り**、当該研修日とその理由を入力してください。

イ 事務局

申込み内容について個別に詳細を伺った上で、希望内容の把握及びコース調整等を行い、決定します。

3 手数料について

- (1) 上記 2(1)ア・イ及び(2)のいずれの場合も、**手数料として 3,000 円を申し受けます。**

本研修は法令に基づく重要な研修であり、公平性および適正な運営確保の観点から、本取扱いといたします。

円滑な研修運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<連絡先>

特定非営利活動法人

静岡県介護支援専門員協会 事務局

担当：山梨、田頭

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1番70号

静岡県総合社会福祉会館4階

TEL:054-252-9882 FAX:054-252-9884

E-mail shizu-caremane@yr.tnc.ne.jp

Q&A（よくあるご質問）

Q1. 急な体調不良で欠席した場合も補講が必要ですか？

はい。所定の補講手続きを行っていただきます。

Q2. 初日のみ欠席した場合でも補講は必要ですか？

はい。初日か否かを問わず、欠席した場合は補講対象となります。

Q3. コース変更は何回でも可能ですか？

可能ですが、コース変更1回につき3,000円を申し受けます。

Q4. 動画視聴のみで修了となりますか？

動画視聴に加え、**レポート提出**をもって履修完了とします。提出内容の確認後、修了判定を行います。

Q5. 当年度内に補講が完了しない場合はどうなりますか？

原則として当年度内に完了していただきます。

なお、専門研修課程Ⅰ・Ⅱ、実務研修、再研修（更新Aにおいて再を修了とみなす場合）については、次年度受講を可能とします。

ただし、本人の希望により受講を中止する場合は、この対象とはなりません。（当該研修未修了）

Q6. 申込み時に欠席予定がある場合はどうすればよいですか？

申込みフォームの「ご相談・配慮事項」欄の②に記載のとおり入力してください。

内容を確認のうえ、事務局にて調整を行います。

Q7. 同一事業所内で複数名が同じ研修課程の受講を希望しています。業務の都合上、それぞれが別コースで受講することは可能でしょうか。

そのようなご希望がある場合は、直接事務局までご連絡ください。

（事務局電話：054-252-9882）